快適環境づくり補助金

１　補助金の目的

快適な環境づくりに取り組んでいる市民団体の活動を支援します。

２　対象となる事業

一般市民の目に触れるような場所（道路沿い、道路に面した自治公民館敷地、休耕田、荒廃地など）への、花や木の植栽、フラワーポットの設置を対象とします。

３　対象となる団体

地区コミュニティ協議会、自治会、高齢者クラブ、ＰＴＡ、子供会、ボランティアグループ、ＮＰＯなど、概ね５名以上の市民団体が対象となります。

また、企業などの法人組織は対象になりませんが、○○会社花いっぱいクラブなど、概ね５名以上のサークルや団体であれば構いません。

４　対象となる経費 　**→ ５ページ参照**

⑴ 花き及び肥料の購入費

⑵ フラワーポット及びプランターの購入費

⑶ 農業用機械の使用に伴う申請団体が購入する燃料費

⑷ 事業に直接必要とされる材料の購入費

花いっぱいマスコットキャラクター

かのこゆりの妖精　カノッコ

５　補助金の額等

補助対象経費に次表に掲げる補助率を乗じた額以内の額（1,000円未満の端数は切捨て）を補助します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **団体区分** | **補助率** | **上限額** | **概算払（前払金）の可否** |
| ⑴ 地区コミュニティ協議会 | 090％ |  80,000円 | ○ |
| ⑵ 高齢者クラブ又は任意の高齢者団体 | 100％ | 050,000円 | 高齢者クラブ及び自治会は○。その他の団体は、前年度にこの補助金の利用実績があれば○。 |
| ⑶ 上記以外の市民団体 | 090％ | 050,000円 |

注ア　高齢者クラブとは、高齢者クラブ連合会又は高齢者クラブ連合会加盟団体。

イ　任意の高齢者団体とは、会員が10名以上で高齢者（補助金交付申請日に60歳以上）が4分の3以上を占める団体。※任意の高齢者団体には、名簿の提出をお願いしております。ＨＰの書式を印刷していただくか、環境課までご来庁ください。

ウ　概算払を受けるには、カノッコサポーターへの登録が必要。

６　問合せ先

環境課 生活環境グループ

【電話】0996-23-5111　【メール】life-env@city.satsumasendai.lg.jp

◆ 補助金の交付申請の受付は11月末日までですが、予算が無くなり次第終了となります。

◆ この補助金は「市民活動支援基金」で運用しています。